

ふれあいステーション（学校応援団室）利用のきまり

白岡町立南小学校

ふれあいステーション（学校応援団室）は、南小学校児童の健やかな成長とともに学校教育の進展を願い、学校応援団に係る特設の場所として設置するものとする。

- 1 この部屋を利用する場合は、事前に校長に申し出て、許可を得なければならない。ただし、事務局からの依頼の場合は、この限りではない。
- 2 この部屋は、学校応援団員の情報交換を主として利用し、関係用具を保管する。
- 3 利用者は、学校応援団に登録されている団員とする。
- 4 使用の許可を受けた目的以外に使用できない。
- 5 利用者は、部屋の整理整頓に努め、貴重品等は自己管理するものとする。
- 6 電話、コンピュータ等を使用する場合は、事前に申し出て、許可を得なければならない。
- 7 利用者は、所定の記録用紙に利用記録を記入すること。
- 8 この部屋の利用後は、校長に申し出ること。
- 9 その他、利用上の詳細については、その都度学校と協議の上、利用するものとする。



平成22年9月30日

